

新宮こども園整備事業
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 7 月

たつの市

目 次

1	目的	2
2	事業概要	2
3	配付資料	4
4	スケジュール	4
5	参加形態	5
6	参加資格	5
7	質問の受付及び回答	8
8	参加表明書等の提出	9
9	1次審査（書面審査）	9
10	企画提案書等の提出	10
11	2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	11
12	受託候補者の特定	12
13	契約方法等	12
14	失格事項	13
15	提出書類の取扱い	13
16	審査結果の通知及び公表	14
17	その他	14
18	事務局	14

新宮こども園整備事業公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、新宮こども園整備事業について、設計、施工を一体的に実施するデザインビルド方式（以下「DB方式」という。）により、価格のみならず、技術力、企画力、施工性等を総合的に評価し、最も適した受託候補者を公募型プロポーザル方式により特定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

(1) 事業名

新宮こども園整備事業

(2) 事業場所

たつの市新宮町新宮地内（新宮小学校仮設校舎敷地）

(3) 事業の目的

新宮こども園については、たつの市新宮地域小中一貫校建設基本計画に基づき、園児数に応じた効率的かつ持続可能な施設運営を図るため、現新宮小学校仮設校舎の解体後、当該地に移設整備するものである。

また、エネルギー効率の向上、温室効果ガスの削減、環境負荷の低減及び運営コストの縮減を図るため、第4次たつの市地球温暖化対策実行計画に基づき、ZEB Ready以上の基準を満たす施設として整備する。

(4) 事業方式

本事業は、設計、施工を一体的に実施するDB方式により実施するものとし、事業者の選定は公募型プロポーザル方式により行う。

(5) 事業内容

本事業の内容は概ね次のとおりとし、詳細は別紙「新宮こども園整備事業要求水準書」のとおりとする。

ア 基本設計

- (ア) 現地調査、関係者協議
- (イ) 地質調査
- (ウ) 各種許認可申請等業務
- (エ) 事務備品及び調理機器の検討

イ 実施設計

- (ア) 積算業務
- (イ) 設計意図伝達業務

ウ 建設工事（敷地内の外構整備を含む。）

- (ア) 幼保連携型認定こども園建設工事（電気、機械設備含む）
- (イ) 附帯施設整備工事
- (ウ) 外構整備工事

エ 工事監理

- (ア) 設計図書の内容把握、施工図等の検討及び報告
- (イ) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告
- (ウ) 工事監理報告書等の提出
- (エ) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告
- (オ) 関係機関の検査の立会い等

(6) 施設概要

- ア 敷地面積 4,699 m²
- イ 延床面積 約 900 m²から 950 m²まで
- ウ 構造 ①平屋建
②構造種別は、原則企画提案によるものを採用し、要求水準を満たす範囲で基本設計において最終的に決定する。
- エ 利用想定人数 園児 90 人
職員配置基準人数 16 人（職員 12 人、調理員 2 人、こども誰でも通園制度担当職員 2 人）

(7) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和 12 年 2 月 28 日までとする。

(8) 開園予定

令和 12 年 4 月

(9) 見積限度額

見積の限度額（消費税及び地方消費税を含む。）は、次のとおりとする。なお、提案に際しては、当該上限額の範囲内で提案額を提示するものとする。

令和 9 年度	12,000,000 円
令和 10 年度	284,000,000 円
令和 11 年度	485,000,000 円
計	781,000,000 円

※ この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであることに留意し、見積金額は見積限度額を超えてはならない。

3 配付資料

本プロポーザルに関する配付資料は、次のとおりとし、一体のものとして取り扱う。

- (1) 新宮こども園整備事業公募型プロポーザル実施要領
- (2) 新宮こども園整備事業要求水準書
- (3) 新宮こども園整備事業公募型プロポーザル評価要領
- (4) 各種様式
- (5) 参考資料

4 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、概ね次のとおりとする。

内容	日程
公告、質問受付開始	令和8年 7月21日（火）
質問の受付期間	令和8年 7月21日（火）から 令和8年 8月 4日（火）まで
質問の回答	令和8年 8月12日（水）
参加表明書等受付期間	令和8年 8月13日（木）から 令和8年 8月21日（金）まで
1次審査結果通知	令和8年 8月28日（金）
企画提案書等提出期限	令和8年10月16日（金）
2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年10月27日（火）
受託候補者の特定	令和8年11月上旬
仮契約締結	令和8年11月中旬
本契約締結	令和8年11月下旬

※ 上記日程は予定であり、市の都合により変更する場合がある。

5 参加形態

- (1) 本プロポーザルに参加しようとする者(以下「参加者」という。)は、次のいずれかの形態によるものとする。
 - ア 「設計業務を担当する者」、「工事監理業務を担当する者」及び「施工業務を担当する者」で構成するものとする。
 - イ 「設計業務及び工事監理業務を担当する者」並びに「施工業務を担当する者」で構成するものとする。
- (2) 設計業務を担当する者及び工事監理業務を担当する者は、それぞれ1者とする。ただし、設計業務を担当する者と工事監理業務を担当する者が複数の企業で構成する特別共同企業体(以下「JV」という。)にて参加することはできない。
- (3) 施工業務を担当する者は、単体企業又はJVによるものとする。
- (4) JVによる場合は、施工業務を担当する者の中から代表構成員を定めるものとする。
- (5) 参加者を構成する者の総数は、4者以内とする。
- (6) 施工業務に単体企業として参加する者は、他の参加者の構成員となることができないものとする。
- (7) JVの構成員は、他の参加者の構成員となることができないものとする。

6 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、公告日において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、JVによる場合は、共通要件については全構成員が満たし、個別要件については担当する業務に応じて該当する構成員が満たすものとする。

- (1) 共通要件
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 公告日から契約締結日までの間において、たつの市または兵庫県から指名停止措置を受けていない者であること。
 - ウ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、公告日の前日までに裁判所から更生計画または再生計画の認可決定を受けた場合を除く。
 - エ 暴力団員等に該当せず、または暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有しない者であること。
 - オ 期限までに、本要領に定める書類を提出できる者であること。

カ 他の参加者との間に資本関係または人的関係があり、審査の公正を妨げるおそれがあると認められる者でないこと。

(2) 設計業務を担当する者の要件

ア たつの市入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に1年以上継続して登録されている者であること。

イ 建築士法に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

ウ 平成23年4月1日以降において、官公庁、社会福祉法人、学校法人が発注した新築、改築または増築工事で、延床面積500㎡以上（改築、増築の場合は、改築、増築部分の面積に限る。）の実施設計業務を元請として完了した実績を有する者であること。

エ 建築士法により登録された一級建築士を監理技術者として配置できる者であること。

(3) 施工業務を担当する者の要件

ア たつの市入札参加資格者名簿（建設工事）に1年以上継続して登録されている者であること。

イ 令和8年度において建築一式工事で登録されている者であること。

ウ 建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

エ 兵庫県内に本店または契約委任を受けた支店等を有する者であること。

オ 建築一式工事に係る総合評定値が、次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 単体の場合

たつの市内に本店を有する者

総合評定値 1,030 点以上

完成工事高の平均 1,000 万円以上

(イ) J V の場合（構成員は、2 者以内）

a 代表構成員（出資比率は 50% 以上）

兵庫県内に本店または契約委任を受けた支店等を有する者

総合評定値 1,030 点以上

完成工事高の平均 1,000 万円以上

b その他の構成員（出資比率は 50% 以下）

たつの市内に本店を有する者

総合評定値 510 点以上

完成工事高の平均 1,000 万円以上

カ 平成23年4月1日以降において、官公庁、社会福祉法人、学校法人が発注した幼保連携型認定こども園、保育所、教育施設の校舎及び園舎における新築、改築または増築工事で、延床面積500㎡以

- 上（改築、増築の場合は、改築、増築部分の面積に限る。）の工事を元請として完成した実績を有する者であること。
- キ 建設業法に基づき、本事業の施工に必要な技術者を次のとおり適正に配置できる者であること。
- （ア） 単体及び J V の代表構成員は、カに規定する工事と同等以上の工事に従事した経験を有する監理技術者（建築一式工事に係る一級国家資格（大臣特別認定除く。）を有し、監理技術者資格者証の交付を受けている者に限る。）を専任で配置できる者であること。
- （イ） J V のその他構成員は、建築一式工事の技術資格を有する適正な技術者を専任で配置できる者であること。
- （4） 工事監理業務を担当する者の要件
- ア たつの市入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に 1 年以上継続して登録されている者であること。
- イ 建築士法に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ウ 平成 23 年 4 月 1 日以降において、官公庁、社会福祉法人、学校法人が発注した幼保連携型認定こども園の園舎における新築、改築または増築工事で、延床面積 500 m² 以上（改築、増築の場合は、改築、増築部分の面積に限る。）の工事監理業務を元請として完了した実績を有する者であること。
- エ 建築士法により登録された一級建築士を監理技術者として配置できる者であること。
- （5） J V に関する条件
- ア 施工業務を担当する者から代表構成員を定めること。
- イ 各構成員の役割分担を明確にすること。
- ウ 各構成員は、他の参加者の構成員を兼ねることができない。
- エ 特別共同企業体結成に係る協定書その他必要書類を提出できること。
- オ 構成員の変更は、原則として認めない。
- （6） 配置技術者の資格要件
- ア 統括管理技術者
- （ア） 一級建築施工管理技士または一級建築士の資格を有するものであること。
- （イ） J V の代表者となる建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- イ 施工技術者
- （ア） 監理技術者

- a 一級建築施工管理技士または一級建築士の資格を有するものであること。
 - b 監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有するものであること。
 - c J Vの代表者となる建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - d 監理技術者は、(6)アに示す統括管理技術者及び(6)イ(イ)に示す現場代理人と兼務することができる。
- (イ) 現場代理人
- a 本事業の工事現場に常駐させることができる者であること。
 - b J Vの代表者となる建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - c 現場代理人は、(6)アに示す統括管理技術者及び(6)イ(ア)に示す監理技術者と兼務することができる。
- (ウ) 各施工主任技術者
- a 建設業法に準じ設置するものとする。
 - b J Vの構成員となる建設企業または再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ウ 設計技術者
- (ア) 設計業務管理技術者（設計業務を統括管理するものとする。）
建築士法第2条に規定する一級建築士であること。
- エ 工事監理技術者
- (ア) 工事監理業務管理技術者（工事監理業務を統括管理するものとする。）
建築士法第2条に規定する一級建築士であること。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式1）を電子メールにより提出すること。

(2) 受付期間

令和8年7月21日（火）から令和8年8月4日（火）午後4時までとする。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年8月12日（水）までに市ホームページに掲載する方法により公表する。

(4) 提出先

18の事務局に同じ。

(5) その他

提出期限までに到着しなかった質問書については、回答しない。なお、当該回答文書は、本プロポーザル実施要領、仕様書等に対して、追加または修正したものとみなす。

8 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

参加表明書等として、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 参加表明書（様式2）
- イ 会社概要書（様式3－1）
- ウ 構成員一覧表（様式3－2）
- エ 業務実績調書（様式4－1から様式4－3）
- オ 配置予定人員調書（様式5－1）
- カ 配置予定技術者の資格・実績調書（様式5－2）
- キ J Vで応募する場合は、特別共同企業体協定書その他必要書類
- ク その他市が必要と認める書類

(2) 提出期間

令和8年8月13日（木）から令和8年8月21日（金）まで

(3) 提出方法

持参または郵送（一般書留または簡易書留郵便による。）

※ 持参の場合は、受付期間のうち土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで

※ 郵送の場合は、令和8年8月21日（金）午後5時必着

なお、郵便事故等により提出書類が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

(4) 提出先

18の事務局に同じ。

9 1次審査（書面審査）

1次審査として、8で提出された参加表明書等の記載内容に関し、評価要領に基づいて、評価項目についての審査を行い、採点結果上位3者程度を1次審査通過者として選定する。なお、1次審査通過者が1者の場合でも、プロポーザルは、継続する。1次審査通過者については、2次審査としてヒアリングを実施する。

(1) 1次審査結果の通知

- ア 1次審査結果については、令和8年8月28日（金）に参加表明者全員に対し結果通知書（様式6）を参加表明書に記載されたメールアドレスに電子メールで通知する。

イ 1次審査に通過しなかった者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面（任意様式）により、市長に対してその理由の説明を求めることができる。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行う。

エ 非通過理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおり

（ア） 受付場所

18の事務局に同じ。

（イ） 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

※ 持参の場合は、イに定める期間のうち土・日・祝日等（たつの市の休日を定める条例第2条に規定する市の休日）を除く。

（2） 辞退

参加表明書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式任意）を事務局に郵送（一般書留または簡易書留郵便による。）または持参により提出すること。提出期限は令和8年9月4日（金）正午まで（郵送の場合は必着。）とする。

10 企画提案書等の提出

（1） 提出書類

1次審査通過者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 企画提案書提出届（様式7）

イ 価格提案書及び提案価格内訳書（様式8-1及び様式8-2）

ウ 工程計画書（任意様式）

エ 実施体制表（任意様式）

オ その他市が指定する書類（任意様式）

（2） 提出期限

令和8年10月16日（金）までとする。

（3） 提出方法

持参または郵送とする。

なお、郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

（4） 提出部数

正本1部、副本14部及び電子データ一式とする。

（5） 企画提案書の作成要領

企画提案書は、A4判片面印刷を基本とし、本文は20ページ以内とする。

ただし、表紙、目次、価格提案書及び添付図面は、本文ページ数に含めない。

(6) 添付図面の範囲

添付図面は、次に掲げるものを基本とする。

- ア 配置図
- イ 平面図
- ウ 立面図
- エ 断面図
- オ 外構計画図
- カ 工程表

(7) 価格提案書の内訳

価格提案書は、次に掲げる大項目ごとの内訳を記載するものとする。

- ア 設計業務費
- イ 地質調査費
- ウ 建築工事費
- エ 電気設備工事費
- オ 機械設備工事費
- カ 外構工事費
- キ 工事監理費
- ク その他必要経費

11 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

(1) 実施日

令和8年10月27日（火）

(2) 審査方法

2次審査は、企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に評価して行う。

(3) 出席者

プレゼンテーション及びヒアリングへの出席者は、統括管理技術者を含むものとし、1提案者当たり5名以内とする。

(4) 実施時間

1提案者当たり、プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分程度とする。

(5) 使用機器等

プレゼンテーションに使用する機器、資料の追加配付の可否その他必要事項は、1次審査通過者に別途通知する。

(6) 評価

評価基準及び配点は、別紙「新宮こども園整備事業公募型プロポーザル評価要領」による。

(7) 審査結果の通知

令和8年11月上旬（予定）

2次審査結果については、企画提案者全員に結果通知書（様式9）により通知する。なお、受託候補者に対する採用通知は、審査の結果、受託候補者として特定された事実を通知するものであり、本事業の契約の相手方として決定したものではない。通知後、本市と受託候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

12 受託候補者の特定

市は、1次審査及び2次審査の結果に基づき、総合点が最も高い者を受託候補者として特定し、次順位の者を次点候補者として特定する。

ただし、審査の結果、一定の基準点に満たない場合は、受託候補者を特定しないことがある。

また、受託候補者と契約締結に至らない場合は、次点候補者を受託候補者とすることがある。

13 契約方法等

(1) 契約の締結

市は、受託候補者との間で契約内容の詳細協議を行い、協議が整った場合は仮契約を締結する。

(2) 議会の議決

この契約は、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、たつの市議会の議決に付すべき契約とし、議会の議決を得たときに本契約としての効力を生ずるものとする。

(3) 仮契約の失効

議会の議決が得られなかったときは、仮契約は効力を失うものとし、市は、これにより受託候補者に生じた損害について、その責めを負わないものとする。

(4) 契約保証金

契約金額の10%以上とする。

(5) 支払条件

前払金、中間前金払及び部分払は有とする。ただし、中間前金払と部分払はいずれかを選択するものとし、その取扱いとはたつの市財務規則その他関係規程の定めるところによる。

14 失格事項

参加者が契約締結までに次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 期限内に提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 本プロポーザルの実施に当たり、不正または妨害行為を行った場合
- (5) プロポーザル審査委員会の委員その他関係者に対し、不当な接触を行った場合
- (6) 見積金額が見積限度額を超えた場合
- (7) 本要領に違反した場合
- (8) その他市が不適当と認めた場合

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類の差し替え及び再提出は、原則として認めない。
- (3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (4) 市は、必要があると認めるときは、提出書類を無償で利用できるものとする。
- (5) 提出書類は、たつの市情報公開条例その他関係法令に基づき取り扱うものとする。
- (6) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、受託候補者として特定された者のものについては市に帰属するものとし、その他の参加者のものについては当該参加者に帰属するものとする。
- (7) 提出された企画提案書等は、たつの市情報公開条例（平成 17 年条例第 24 号）に基づく情報公開請求の対象とする。ただし、情報公開の対応は契約締結後とする。
- (8) 企画提案書等に記載する内容については、情報公開請求があった際に条例の規定に基づき、開示することを前提とする。ただし、企画提案書等の内容の中で企業秘密のため不開示を希望する部分については、参加表明者に脚注等でその部分を特定した上で明記させることとし、開示の可否は情報公開時に判断する。
- (9) 受託候補者以外の企画提案書等については、原則として不開示とする。

16 審査結果の通知及び公表

審査結果は、参加者に通知するとともに、市ホームページ等により公表する。

公表内容は、受託候補者名、次点候補者名その他市が必要と認める事項とする。

17 その他

- (1) 本要領に定めのない事項については、市の指示による。
- (2) 本プロポーザルへの参加申込み後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- (3) やむを得ない理由により、市が本プロポーザルを実施することが困難と判断した場合は、本プロポーザルを中止し、または延期することがある。
- (4) 質問に対する回答及び市が通知する事項は、本要領と一体のものとして同等の効力を有する。

18 事務局

たつの市教育委員会事務局教育部教育環境整備課
〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永 1005 番地 1
電話番号 0791-64-3205
メールアドレス kyoikukankyo@city.tatsuno.lg.jp